

保 護 者 様

阿賀町立三川中学校長

出 席 停 止 に つ い て

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

(※インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)及び新型コロナウイルス感染症は療養解除届を提出)

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出 席 停 止 の め や す
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	2 麻疹	熱が下がって 3 日を経過するまで
	3 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	4 風疹	発疹が消えるまで
	5 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	6 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって 2 日を経過するまで
	7 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	8 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	9 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	10 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

主 治 医 様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名

診 断 名 ()			
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。			
初 診 日	令和	年	月 日
登校しても良いと認められる日	令和	年	月 日
令和 年 月 日 医 療 機 関 名			

＜参考＞ 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第 1 種	治癒するまで	○ エボラ出血熱 ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 痘そう ○ 南米出血熱 ○ ペスト ○ マールブルグ病 ○ ラッサ熱 ○ 急性灰白髄炎(ポリオ) ○ ジフテリア ○ 重症急性呼吸器症候群（SARS） ○ 中東呼吸器症候群（MERS） ○ 特定鳥インフルエンザ *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第 2 種	表面参照 （*1*2療養解除届参照）	○ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）*1 ○ 百日咳 ○ 麻疹（はしか） ○ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ○ 風しん（三日はしか） ○ 水痘（みずぼうそう） ○ 咽頭結膜熱（プール熱） ○ 新型コロナウイルス感染症 *2 ○ 結核 ○ 髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	○ コレラ ○ 細菌性赤痢 ○ 腸管出血性大腸菌感染症（O157等） ○ 腸チフス ○ パラチフス ○ 流行性角結膜炎（はやり目） ○ 急性出血性結膜炎（アポロ病） ○ その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑（りんご病） ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） 等

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より